

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則(二〇・総務課)

秋田県行政文書管理規則の一部を改正する規則(二一・総務課)

地方官営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(二二・人事課)

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則(二三・総合防災課)

秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(二四・市町村課)

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則(二五・長寿社会課)

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(二六・障害福祉課)

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(二七・子育て支援課)

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(二八・医務薬事課)

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(二九・環境政策課)

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(三〇・自然保護課)

秋田県庁舎管理規則の一部を改正する規則(三一・管財課)

訓令

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(五・総務課)

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(六・人事課)

秋田県庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令(七・管財課)

規則

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十号

秋田県公文書館管理規則の一部を改正する規則

秋田県公文書館管理規則(平成五年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「午前九時から午後七時まで」を削り、同号に次のように加える。

(一) 四月一日から十月末日までの期間 午前十時から午後八時まで

(二) 十一月一日から翌年三月末日までの期間 午前十時から午後七時まで

第二条第一項第二号中「土曜日」の下に「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)のうち元日を除く日」を加え、「午前九時」を「午前十時」に改める。

第三条第一項第一号を削り、同項第二号中「を除く。」を「及び休日を除く。」に改め、

同日が休日のときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日」を「」を加え、

同項第二号とし、同項第四号中「一月二日及び一月三日」を「一月一日から同月三日まで」に改め、

同項第五号中「十二月三十一日」を「同月末日」に改め、

同項第六号中「十二月一日から翌年二月末日までの間で館長が指定する十五日間」を「通算して十五日を超えない範囲内で館長が必要と認める期間」に改め、

同項第七号中「を」を「を」に改め、同項第八号中「を」を「を」に改め、

同項第九号中「を」を「を」に改め、同項第十号中「を」を「を」に改め、

同項第十一号中「を」を「を」に改め、同項第十二号中「を」を「を」に改め、

同項第十三号中「を」を「を」に改め、同項第十四号中「を」を「を」に改め、

同項第十五号中「を」を「を」に改め、同項第十六号中「を」を「を」に改め、

同項第十七号中「を」を「を」に改め、同項第十八号中「を」を「を」に改め、

同項第十九号中「を」を「を」に改め、同項第二十号中「を」を「を」に改め、

同項第二十一号中「を」を「を」に改め、同項第二十二号中「を」を「を」に改め、

同項第二十三号中「を」を「を」に改め、同項第二十四号中「を」を「を」に改め、

同項第二十五号中「を」を「を」に改め、同項第二十六号中「を」を「を」に改め、

同項第二十七号中「を」を「を」に改め、同項第二十八号中「を」を「を」に改め、

同項第二十九号中「を」を「を」に改め、同項第三十号中「を」を「を」に改め、

同項第三十一号中「を」を「を」に改め、同項第三十二号中「を」を「を」に改め、

同項第三十三号中「を」を「を」に改め、同項第三十四号中「を」を「を」に改め、

同項第三十五号中「を」を「を」に改め、同項第三十六号中「を」を「を」に改め、

同項第三十七号中「を」を「を」に改め、同項第三十八号中「を」を「を」に改め、

同項第三十九号中「を」を「を」に改め、同項第四十号中「を」を「を」に改め、

同項第四十一号中「を」を「を」に改め、同項第四十二号中「を」を「を」に改め、

第三号の次に次の二号を加える。

四 課 本庁の課及び局をいう。

五 所 地方機関(地域振興局)にあつては組織規則第十五条の四第一項に規定する部及び県税課並びに同条第二項に規定する事務所、県立大学にあつては組織規則第三十条の三第一項に規定する事務局、同条第二項に規定する事務局本荘事務室及び事務局大湯事務室並びに組織規則第三十条の四第一項に規定する木材高度加工研究所)をいう。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和四十年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二号及び第三号中、「及び次長」を、「主幹、主席専門員及び主任専門員」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十三号

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則

秋田県消防関係職員服装規則(昭和三十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「副知事」の下に「、出納長」を、「総合防災課長」の下に「、防災監」を加え、「福祉事務所長その他福祉事務所」を「地域振興局長その他地域振興局」に改める。

「 出納長

別図の帽帯中 「総務部長」を「総合防災課長」に、「総合防災課長」を「総務部長」に、「総務部次長」を「総務部次長」に、「地域振興局長」を「地域振興局長」に、「福祉事務所次長」を「福祉事務所次長」に、「福祉事務所課長」を「福祉事務所課長」に、「地域振興局地域企画課副主幹」を「地域振興局地域企画課主幹」に、「総合防災課上席主幹」を「総合防災課上席主幹」に、「副知事」を「副知事」に、「総務部次長」を「総務部次長」に、「出納長」を「出納長」に、「地域振興局長」を「地域振興局長」に、「防災監」を「防災監」に、「総合防災課上席主幹」を「総合防災課上席主幹」に、「消防学校長」を「消防学校長」に、「福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「地域振興局地域企画課主幹」を「地域振興局地域企画課主幹」に、「福祉事務所次長」を「福祉事務所次長」に、「地域振興局地域企画課副主幹」を「地域振興局地域企画課副主幹」に改める。

災課長

長 を「地域振興局地域企画課副主幹」に改め、同図の略帽帯及び胸章中「副知事」を「副知事」に、「総務部次長」を「総務部次長」に、「出納長」を「出納長」に、「地域振興局長」を「地域振興局長」に、「防災監」を「防災監」に、「総合防災課上席主幹」を「総合防災課上席主幹」に、「消防学校長」を「消防学校長」に、「福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「地域振興局地域企画課主幹」を「地域振興局地域企画課主幹」に、「福祉事務所次長」を「福祉事務所次長」に、「地域振興局地域企画課副主幹」を「地域振興局地域企画課副主幹」に改める。

「防災監

総合防災課上席主幹 消防学校長 地域振興局総務企画部長 福祉事務所次長 福祉事務所課長

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中四の項を五の項とし、一の項から三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

一 特例条例第一条の表一の三の項口に規定する規則で定める事務	秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号。以下この項において「規則」といふ。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
--------------------------------	---

- イ 規則第三条及び第四条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの申請の受理及び県への送付（以下この項において「受理等」という。）
- ロ 規則第八条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による借用証書の受理
- ハ 規則第九条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の増額の申請の受理等
- ニ 規則第十条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの継続に係る申請の受理等
- ホ 規則第十一条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けの辞退又は減額の申出の受理
- ヘ 規則第十二条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の変更の承認の申請の受理等
- ト 規則第十三条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による繰上償還の申出の受理
- チ 規則第十六条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の償還の免除の申請の受理等
- リ 規則第十六条第三項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予の申請の受理等
- ヌ 規則第十七条第二項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による保証人の変更の承認の申請の受理等
- ル 規則第十八条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の変更の承認の申請の受理等
- ヲ 規則第十九条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業収益の事業外使用の承認の申請の受理等

- ウ 規則第二十一条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の支払の免除の申請の受理等
 - カ 規則第二十二条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による借主資格喪失等の届出の受理
- この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則
- 秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 秋田県規則第二十五号
- 秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則
- 秋田県南部老人福祉総合エリア規則（昭和六十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 別表第二中「六〇、六〇〇円」を「五九、六〇〇円」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。
- 知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 秋田県規則第二十六号
- 知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 知的障害者福祉法施行細則（平成十一年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。
- 第二条及び第三条を削る。
- 第四条中「第一条」を「第二条」に、「相談センター所長」を「障害者相談センター所長」に、「様式第三号」を「様式第一号」に改め、同条を第一条とする。
- 第五条から第十二条までを削る。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「相談センター所長」を「障害者相談センター所長」に、「様式第二十六号」を「様式第二号」に改め、同項を第三条とする。

第十四条を削る。

第十五条第一項中「様式第二十八号」によらなければ「を、様式第三号」により行わなければ「に改め、同条第二項中「様式第二十九号」によらなければ「を、様式第四号」により行わなければ「に改め、同条第三項中「様式第三十号」によらなければ「を、様式第五号」により行わなければ「に改め、同条を第四条とする。

第十六条中「の援護施設」を「の知的障害者援護施設」に改め、「及び知的障害者の援護の委託を受けている援護施設の長」及び「（援護の委託を受けている援護施設にあつては、委託を受けている知的障害者）」を削り、「様式第三十一号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

様式第一号及び様式第二号を削る。

様式第三号中「様式第四号」を「様式第一号」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第四号から様式第二十五号までを削る。

様式第二十六号中「様式第二十七号」を「様式第二号」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二十七号を削る。

様式第二十八号中「様式第二十九号」を「様式第三号」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第二十九号中「様式第三十号」を「様式第四号」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第三十号中「様式第三十一号」を「様式第五号」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三十一号中「様式第三十二号」を「様式第六号」に、「所轄庁事務所」を「所轄庁」に改め、同様式を様式第六号とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十七号

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十年秋田県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条（法第十九条の二第四項）を、第十五条（法第三十二条第四項）に改め、同条第二号中「第十二条（令第二十九条）を、第十三条（令第三十八条）に改め、同条第三号中「第十六条ただし書（令第二十九条）を、第十七条ただし書（令第三十八条）に改め、同条第四号中「第二十三条（令第二十九条）を、第二十四条（令第三十八条）に改める。

第三条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第四条中「第十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第五条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第九条第一項中「第六条」を「第七条」に改める。

第十条第一項中「第十条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第四条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改める。

第十二条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十三条中「第七条第三項ただし書」を「第八条第三項ただし書」に改める。

第十四条中「第十条」を「第十一条」に改める。

第十五条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十九条中「第十四条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

二十条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第二十一条中「第十六条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第二十二条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第二十三条の表第三項の項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第四条の項中「第十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に、「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同表第五条の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第九条第一項の項中「第六条」を「第七条」に、「第二十七条」を「第三十六条」に改め、同表第十条第一項の項中「第十条第三項」を「第十三条第三項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第十条第二項の項中「第四条第二項各号」を「第五条第二項各号」に、「第二十五条第二項」を「第三十三條第二項」に改め、同表第十二条第一項の項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同表第十三条の項中「第七条第三項ただし書」を「第十三条第三項」に改める。

し書」を「第八条第三項ただし書」に、「第二十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同表第十四条の項中「第十条」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第十五条第一項及び第二十二條第一項の項中「第十一条」を「第十二条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第十五条第二項の項中「第十二条」を「第十三条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第十六条第一項の項中「第十二条」を「第十五条」に、「第十九条の二第四項」を「第三十二条第四項」に改め、同表第十六条第三項の項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第十九条の項中「第十四条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第二十條の項中「第十五条」を「第十六条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表第二十一条の項中「第十六条ただし書」を「第二十七条ただし書」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改める。

第二十四条中「第十六条第一項の貸付金償還免除申請書及び第二十一条の違約金支払免除申請書は、福祉事務所長」を「この規則の規定により知事又は福祉事務所長に提出する書類は、市町村長」に改める。

附則第三項中「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に、「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

様式第十六号中「第〇条」を「第1条」に、「第29条」を「第38条」に改める。
 様式第二十四号中「第15条」を「第16条」に改める。

附則
 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十八号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

秋田県立衛生看護学院学則（昭和五十四年秋田県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 学生は、各授業科目の所定の授業時間の三分の二以上出席した場合に、当該授業科目の評価を受けることができる。ただし、実習科目については、所定の授業時間の五分の四以上の実習を受けた場合に、評価を受けることができる。

4 学生は、実習を受けた時間が所定の授業時間の五分の四に満たない場合は、追実

習を行うことにより、評価を受けることができる。

第八条の二の見出しを「（卒業の認定）」に改め、同条第一項中「学院長は、」の下に「卒業に必要な」を加え、「進級又は」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

別表第三号中
 外国語
 英語

三 医学用語を含む。

英語
 医学英語
 英会話

生命の発生と遺伝の科学
 人体の仕組みと働き

四
 生物学
 人体の構造
 人体の機能

一
 微生物と病因科学
 病理・病態生理学
 臨床心理学

一
 感染免疫学
 病理学
 臨床病態学
 臨床病態学
 臨床病態学
 薬理学
 臨床心理学

社会福祉・社会保障
 関係法規

二
 社会福祉・社会保障
 関係法規

社会福祉・社会保障
 関係法規
 保健医療論

基礎看護学
 基礎看護学

第三条中「第十四条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十二条第二項中「第十四条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第十三条中「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改める。

第十五条第一項中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第八号の十一」を「様式第八号の十四」に改め、同条第二項及び第三項中「又は景観」を削る。

第十五条の二中「第十九条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十七条第四項」を「第十三条第四項」に、「同項第二号八」を「同号八」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(集積又は貯蔵を制限される物の指定)

第十五条の三 条例第十五条第一項第七号の知事が指定する物は、次に掲げるものとする。

- 一 土石
- 二 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)
- 三 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)
- 第十六条中「第十九条第一項第八号の規定による植物は、別表」を「第十五条第一項第十号の知事が指定する植物は、別表第一」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(捕獲等を制限される動物の指定)

第十六条の二 条例第十五条第一項第十一号の知事が指定する動物は、別表第二に掲げるものとする。

(土地所有者等との協議)

第十六条の三 知事は、条例第十五条第一項第十三号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)(の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

第十七条中「第十九条第六項第二号」を「第十五条第六項第三号」に改め、同条第六号中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第七号中「プラウトホーム」を「プラットホーム」に改め、同条第七号の二中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)第八条第二項第二号に掲げる事項」を「沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船)とう載漁船を除く。)(を使用して行うものを除く。)(をいう。以下この号において同じ。)(の生産

基盤の整備及び開発」に、「同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改め、同条第二十二号の九中「(し尿の排水を除く。)(を削り、「こと」の下に「(し尿の排出を除く。)(」を加え、同条第二十六号の二の次に次の十号を加える。

二十六の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の四 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

二十六の五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十六の六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十六の七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六の十二 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第十七条第二十七号中「前条」を「第十六条」に改め、同号の次に次の四号を加える。

二十七の二 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の三 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十二条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十七の五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第十七条中第二十九号の十三を第二十九号の二十九とし、第二十九号の二から第二十九号の十二までを十六号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の十六号を加える。

二十九の二 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

二十九の三 森林の保護管理のために立ち入ること。

二十九の四 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十九の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条

に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十九の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域に係る指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

二十九の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

二十九の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

二十九の九 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十九の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十九の十一 文化財保護法第六十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

二十九の十二 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

二十九の十三 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

二十九の十四 条例第十五条第一項第十三号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十九の十五 条例第十五条第一項第十三号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又は各号(第二十九号の二から前号まで、次号及び第二十九号の十七を除く。)に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十九の十六 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

二十九の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

第十八条中「第二十一条第一項第一号」を「第十七条第一項」に改める。

第十九条中「第二十一条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改める。

第二十条中「第二十一条第七項第二号」を「第十七条第七項第三号」に改め、同条第一号の五中「第五十二条」を「第四十二条」に改める。

第二十条の二第一項中「第十九条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条第二項中「第十九条第四項」を「第十五条第四項」に改める。

第二十条の三第一項中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二十一条」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に、「条例第十九条第三項」を「同条第三項」に、「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十一条中「第二十三条第三項、第二十五条第三項又は第二十六条第四項」を「第十九条第三項、第二十一条第三項又は第三十四条第四項」に改め、同条を第二十五条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体
(風景地保護協定の基準)

第二十一条 条例第二十二條第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等の施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでな

ければならない。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならぬ。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならぬ。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならぬ。

(風景地保護協定の公告)

第二十二條 条例第二十三條第一項(条例第二十六條において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行つものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第二十三條 前條の規定は、条例第二十五條(条例第二十六條において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第二十四條 条例第二十八條第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行つものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十九條各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十九條各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

と。

四 営利を目的としないことその他条例第二十九條各号に掲げる業務を公正かつ適確に行つことができるものであること。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第十六條の一關係)

特別地域内において捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷することを制限する動物

自然公園名	科名	種名
真木真昼堂立自然公園	ジャノメチヨウ	ヘニヒカゲ

様式第一号中「第14条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式の備考(6)中「第2条第7号」を「秋田県立自然公園条例施行規則第2条第7号」に改める。

様式第八号及び様式第八号の二中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第八号の三中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式の備考(8)中「国政機関」を「国政」に改める。

様式第八号の四中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第八号の五中「第19条第1項」を「第15条第1項」に、「(井水)」を「(泉水)」に改める。

様式第八号の六中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第八号の十一中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を様式第八号の十四とする。

様式第八号の十中「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を様式第八号の十二とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第8号の13(第15条関係)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

特別地域内指定区域内への立入りの許可について(申請)

次のとおり県立自然公園特別地域内の知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、秋田県立自然公園条例第15条第1項の規定により、申請します。

県立自然公園の名称		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
行為の施行方法	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間	
	立ち入る経路又は範囲	
	立 ち 入 る 方 法	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
そ の 他		

備考

- (1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- (2) 「行為の場所」の欄には、郡市、町村、大字、小字及び地番又は地先を記入してください。
- (3) 「行為の場所及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」の欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入してください。
- (5) 「立ち入る方法」の欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まつて調査を行う等行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。
- (6) 「その他」の欄は、次に定めるところにより、記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、その法令の名称及び根拠となる条項並びに当該処分の申請に係る手続の状況を記入してください。
 - イ 土地の所有者の氏名(申請者が土地の所有者と異なる場合にあつては、土地の所有者の氏名及び土地の所有者の当該行為についての承諾の有無又はその見込み)を記入してください。
 - ウ 秋田県立自然公園条例の規定による行為の許可を受けたことがある者にあつては、当該許可の種類、日付及び番号並びに当該許可に付された条件を記入してください。
- (7) 不要の文字は、抹消してください。

様式第八号の九中「~~〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇~~」に改め、同様式を様式第八号の十とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第8号の11(第15条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷、卵の採取、卵の損傷)許可申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

特別地域内動物の捕獲(殺傷、卵の採取、卵の損傷)の許可について(申請)

次のとおり県立自然公園特別地域内における動物の捕獲(殺傷、卵の採取、卵の損傷)の許可を受けたいので、秋田県立自然公園条例第15条第1項の規定により、申請します。

県立自然公園の名称		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
動物(卵)の種類		
行為の施行方法	捕獲(殺傷)する動物又は採取(損傷)する卵の数量	
	捕獲、殺傷、採取又は損傷の方法	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
そ の 他		

備考

- (1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- (2) 「行為の場所」の欄には、郡市、町村、大字、小字及び地番又は地先を記入してください。
- (3) 「行為の場所及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「捕獲、殺傷、採取又は損傷の方法」の欄には、捕虫網、わな等使用する器具の名称、捕獲し、又は殺傷等する方法を記入してください。
- (5) 「その他」の欄は、次に定めるところにより、記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、その法令の名称及び根拠となる条項並びに当該処分の申請に係る手続の状況を記入してください。
 - イ 土地の所有者の氏名（申請者が土地の所有者と異なる場合にあつては、土地の所有者の氏名及び土地の所有者の当該行為についての承諾の有無又はその見込み）を記入してください。
 - ウ 秋田県立自然公園条例の規定による行為の許可を受けたことがある者にあつては、当該許可の種類、日付及び番号並びに当該許可に付された条件を記入してください。
- (6) 不要の文字は、抹消してください。

様式第八号の八中「~~捕~~」を「~~採~~」に改め、同様式の備考(5)中「~~採~~」を「~~採~~」に改め、同様式を様式第八号の九とする。
 様式第八号の七中「~~採~~」を「~~採~~」に改め、同様式を様式第八号の八とする。
 中「~~採~~」を「~~採~~」に改め、同様式を様式第八号の八とする。
 様式第八号の六の次に次の様式を加える。

様式第8号の7(第15条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

特別地域内物の集積(貯蔵)の許可について(申請)

次のとおり県立自然公園特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、秋田県立自然公園条例第15条第1項の規定により、申請します。

県立自然公園の名称		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
行為の施行方法	集積(貯蔵)方法	
	土地の使用面積	
	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)の設備	
	集積(貯蔵)跡地の取扱い	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
そ の 他		

備考

- (1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- (2) 「行為の場所」の欄には、郡市、町村、大字、小字及び地番又は地先を記入してください。
- (3) 「行為の場所及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (4) 「集積（貯蔵）物の種類」の欄には、土石、再生ガラス等、集積（貯蔵）物の内容を具体的に記入してください。
- (5) 「集積（貯蔵）方法」の欄には、集積又は貯蔵の別、そのために使用する機械等及び集積（貯蔵）の方法を具体的に記入してください。
- (6) 「関連行為の概要」の欄には、支障となる木竹の伐採、支障となる動植物の除去、敷地の造成、工事用の仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (7) 「集積（貯蔵）の設備」の欄には、木柵、コンクリートブロック等集積（貯蔵）の設備の内容を具体的に記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (8) 「集積（貯蔵）跡地の取扱い」の欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入し、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
- (9) 「その他」の欄は、次に定めるところにより、記入してください。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、その法令の名称及び根拠となる条項並びに当該処分の申請に係る手続の状況を記入してください。
 - イ 土地の所有者の氏名（申請者が土地の所有者と異なる場合にあつては、土地の所有者の氏名及び土地の所有者の当該行為についての承諾の有無又はその見込み）を記入してください。
 - ウ 秋田県立自然公園条例の規定による行為の許可を受けたことがある者にあつては、当該許可の種類、日付及び番号並びに当該許可に付された条件を記入してください。
- (10) 不要の文字は、抹消してください。

様式第九号中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式の備考(5)中「画致地盤」を「画地」に改める。
 様式第九号の二及び様式第九号の三中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第九号の四中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式の備考(6)中「画致地盤」を「画地」に改める。

様式第九号の五中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式の備考(8)中「画致地盤」を「画地」に改める。

様式第九号の六中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式の備考(5)中「画致地盤」を「画地」に改める。

様式第九号の七中「画地」の次に「、知事が指定する物」を加え、「第19条第2項」を「第15条第3項」に改める。

様式第九号の八中「第19条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第九号の九及び様式第九号の十中「第19条第4項」を「第15条第5項」に改める。

様式第十号中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式(裏)中「第23条」を「第19条」に、「第25条」を「第21条」に、「第26条」を「第34条」に改める。

第二条 秋田県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十七条第二十七号の三中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」に改める。

附則
 この規則中第一条の規定は平成十五年四月一日から、第二条の規定は同月十六日から施行する。

秋田県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県規則第三十一号

秋田県庁舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県庁舎管理規則（昭和三十五年秋田県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「秋田地方総合庁舎以外の地方総合庁舎」を「地域振興局庁舎」に、「地方部長」を「地域振興局長」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五

秋田県知事 寺 田 典 城

号を第七号とし、同項第四号中「地方総合庁舎」を「秋田地方総合庁舎、地域振興局庁舎及び地域振興局の福祉環境部が使用する庁舎」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 地域振興局の福祉環境部が使用する庁舎にあつては、福祉環境部長の職にある者

五 地域振興局の事務所（出張所を含む。）が使用する庁舎にあつては、事務所長の職にある者

第八条の見出し中「出入」を「出入り」に改め、同条中「様式第一号による受付簿」を「来庁者受付簿（様式第一号）」に改める。

第九条第三項中「様式第二号によるかぎ引継簿」を「かぎ引継簿（様式第二号）」に改める。

第十一条中「または」を「又は」に、「様式第三号による申請書」を「庁舎使用許可申請書（様式第三号）」に改める。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「様式第三号による申請書」を「庁舎使用許可申請書（様式第三号）」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改め、同項第三号中「たて看板」を「立看板」に、「掲示または」を「掲示、又は」に改め、同項第六号中「または」を「又は」に改める。

第十三条中「様式第四号による」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項第二号、第三号及び第六号に掲げる行為にあつては、許可証の交付を省略することができる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号(1) 来庁者受付簿(第8条関係)

(A4判)

来庁者受付簿

会社名又は氏名	電話番号 (連絡先)	入 庁 日 時		退 庁 日 時		証 明 方 法				
		月 日	時 間	月 日	時 間	運転免許証	身分証明書	入庁者名簿	引継課名等	引継者氏名
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					
		/	:	/	:					

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第1号(2) 来庁者受付簿(職員用)(第8条関係)

(A4判)

来庁者受付簿(職員用)														
課 名 等	職 名	氏 名	入 庁 日 時		退 庁 日 時		証 明 方 法							
			月	日	時	分	月	日	時	分	運転免許証	職員証明	課名等	氏名
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					
			/		:		/		:					

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第2号 かぎ引継簿 (第9条関係)

(A 5 判)

(月)				かぎ借受け				かぎ返却			
日	時間	氏名	備考	日	時間	氏名	備考				
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
						

様式第3号 庁舎使用許可申請書(第11条、第12条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県庁舎管理者 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)



電話番号

庁舎の使用許可について(申請)

庁舎を次のとおり使用したいので、秋田県庁舎管理規則第11条(第12条第1項)の規定により申請します。

1 目 的	
2 使用場所及び範囲	
3 使用期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで(日間)</p> <p style="text-align: center;">時 分から 時 分まで(時間)</p>
4 人数、数量等	
5 そ の 他	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第四号から様式第四号の三までを削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第五号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「当該課」を「当該課所」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる組織に総括文書主任を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

一 部 部の主管課（部内の各課の連絡調整に関する事務を所掌する課をいう。）の文書主任

二 地域振興局 地域振興局総務企画部の文書主任

第六条第二項中「掲げる事務」の下に「（地域振興局の総括文書主任にあっては、第二号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第一号及び同条第三項中「地方機関」を「所」に改める。

第九条第一項中「当該課長」を「当該課の長（以下「課長」という。）」に改め、

同条第四項中「総務課長及び所長」を「第一項から第三項までの規定により行政文書を受領する課所長」に改め、「郵便物」の下に「その他送達に要した費用の全部又は一部を支払わなければならないが受領することができないもの」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「地方機関」を「地域振興局以外の地方機関」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域振興局に到達した行政文書は、総務企画部長が受領する。ただし、所に直接到達した行政文書については、当該所長が受領する。

第十条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、地域振興局総務企画部長が受領した行政文書の配布について準

用する。

第十一条第一項中「第九条第一項ただし書若しくは第二項」を「第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項」に改め、「前条第一項若しくは第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条第二項中「又は主務部長」を「若しくは主務部長又は地域振興局長」に改める。

第三十四条第一項中「小包郵便」の下に「その他これらに類する送達方法であって総務部長が別に定めるもの」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 地方機関における文書の発送は、地域振興局にあっては総務企画部長、地域振興局以外の地方機関にあっては当該所長が行うものとする。ただし、鹿角地域振興局福祉環境部、北秋田地域振興局総務企画部県税課及び大館福祉環境部並びに地域振興局の事務所に係る文書の発送については、当該所長が行うものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、起案者は、発送する文書に原議を添えて発送取扱者に提出し、原議の所定欄に発送取扱印（様式第十一号）の押印を受けなければならない。別表第一に次のように加える。

地域振興局の部長等	地域振興局長の権限に属する事務に関する文書で次に掲げるもの (1) 会議、研修会又は講習会に関する通知文書等で軽易なもの (2) 本庁の課長、室長又はチャームリーダーが発する文書で軽易なもの (3) その他1及び2に掲げる文書に準ずる文書
-----------	--

別表第一の備考2中「地方部県民室長」を「県立大学システム科学技術学部部長、県立大学生物資源科学部部長、県立大学システム科学技術研究科長、県立大学生物資源科学部研究科長、県立大学総合科学教育研究センター長」に改め、同表の備考2次の中に加える。

3 この表において「地域振興局の部長等」とは、組織規則第15条の4第1項に規定する部及び同条第2項に規定する事務所の長をいう。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第6号

庁中一般
各地方機関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「掲げる課」の下に「及び局」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三条の表第六号中「第二百四十五条第一項の表の第四十八号から第六十九号まで」を「第二百四十五条第二項の表第四十九号から第五十一号まで」に改める。

第四条第四項中「前条の表の第三十三号」を「前条の表第三十三号」に改め、「(以下「給料の異動」といふ。)」を削る。

第十一条の見出しを「(昇給等)」に改め、同条中「職員の給料の異動を行なう」を「第三条の表第三十五号から第三十七号までに掲げる人事異動を行う」に改める。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「給料の異動の」を「前条の規定による」に改める。

別表第一第一号(ウ)を同号(オ)とし、同号(イ)中「一級中級主幹」の次に「として交代職員の補職」を加え、同号(イ)を同号(エ)とし、同号(ア)中「一級中級主幹補職」の次に「として交代職員以外の補職」を加え、同号(イ)を同号(イ)とし、同号(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 一般任期付職員として役付職員に採用する場合	秋田県事務(技術)吏員に任命する部 課長を命ずる 任期は 年 月 日までとする 職務の級を 職 級に決定する 号給(円)を給する 初任給調整手当月額 円を給する(支給期間)は 年 月 日から 年 月 日までとする
---------------------------	---

別表第一第一号(イ)として次のように加える。

(ア) 特定任期付職員として役付職員に採用する場合	秋田県事務(技術)吏員に任命する部 課長を命ずる 任期は 年 月 日までとする 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表 号給(円)を給する
---------------------------	--

別表第二(注)2中「日職」の次に「(兼務、兼任及び事務取扱による職を含む。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年三月三十一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

秋田県訓令第7号

庁中一般
各地方機関

秋田県庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令

秋田県庁用自動車管理規程(平成九年秋田県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び」を「、局及び」に、「次に掲げる」を「職員の職務の執行又は来客等の送迎若しくは移動のために必要と認める場合その他特に必要があると認める」に改め、同項各号を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

印刷所

購読料金

一月三千五百円

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄